

道路鉄道連絡会議の概要

省令・告示・定期点検基準の体系

- ① 省令・告示で、年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)

法令・定期点検基準の体系

道路法

政令

省令・告示

定期点検要領

H25.9.2施行

・維持、点検、措置を講ずることを規定

・トンネル、橋及び、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるものについて定期点検を規定
 ・5年に1回、近接目視を基本として実施
 ・健全性の診断結果を、4段階に区分

(トンネル、橋などの構造物)
 構造物に共通の規定

H26.7.1施行

・構造物の特性に応じ省令・告示に沿った具体的な点検方法
 ・主な変状の着目箇所、判定事例写真等

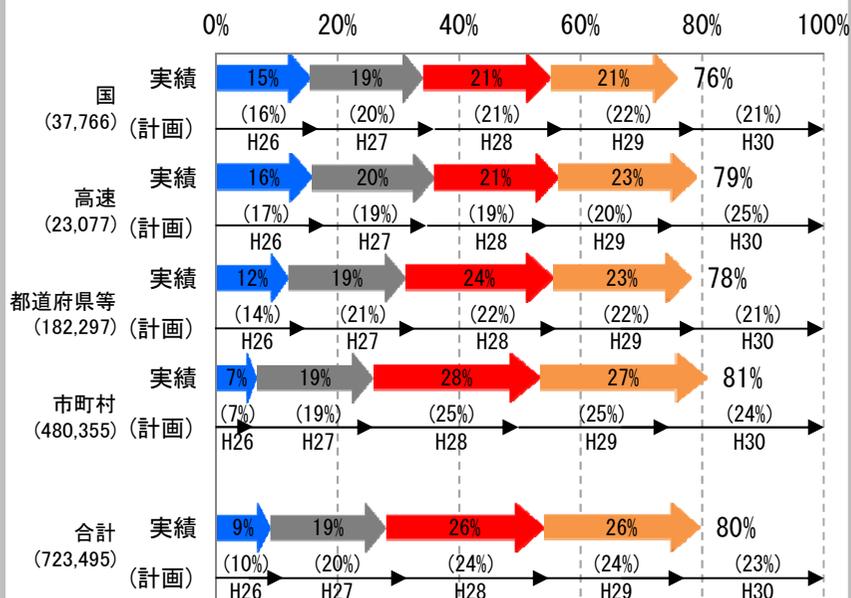
(トンネル、橋などの構造物)
 各構造物毎に策定

平成26～29年度橋梁点検結果(道路管理者別)

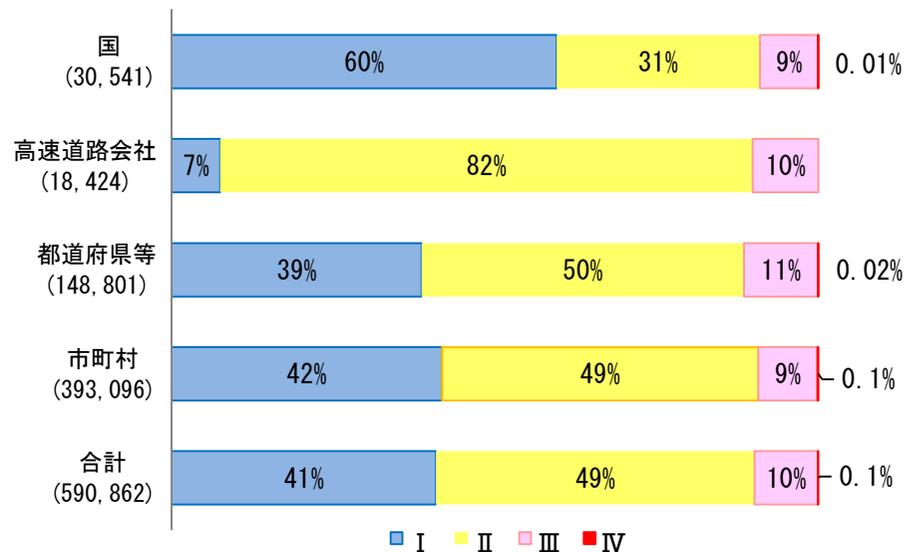
- H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26～29年度で橋梁 約80%、トンネル約71%、道路附属物等 約75%の点検が完了。
- 点検を実施した橋梁のうち、約10%は早期に修繕が必要。

点検実施率

点検実施状況



点検結果

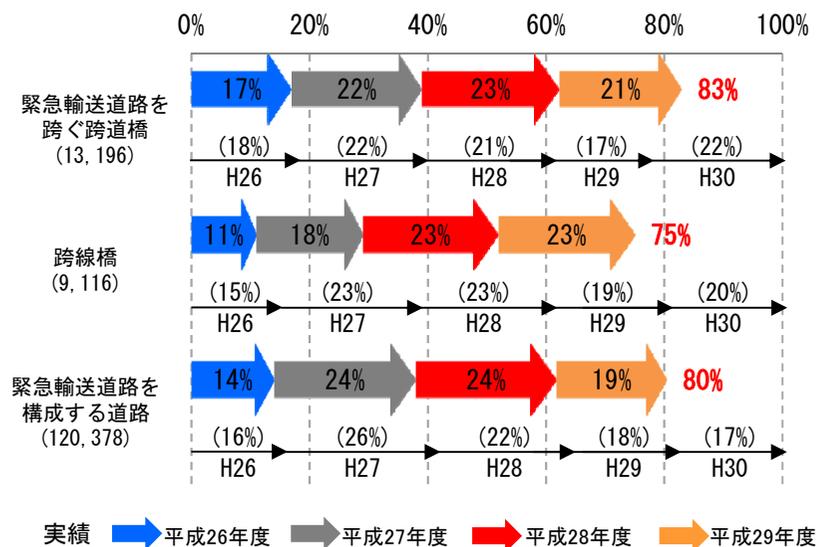


- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

平成26～29年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

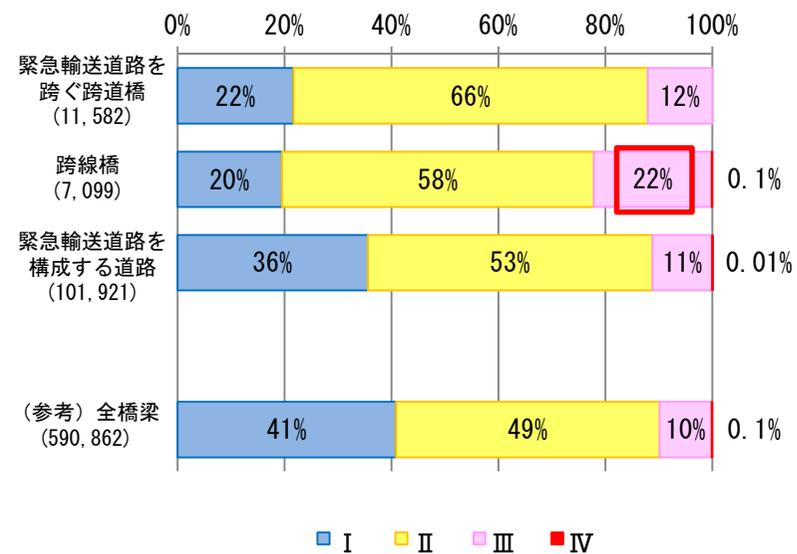
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約75%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率



※点検計画は平成26年12月時点で策定
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果 (H26～29累積)



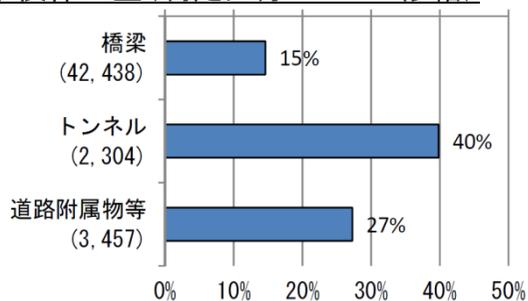
修繕実施状況(平成26～28 年度点検施設)

○ 平成26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で、国土交通省管理で62%、地方公共団体管理で10%程度。

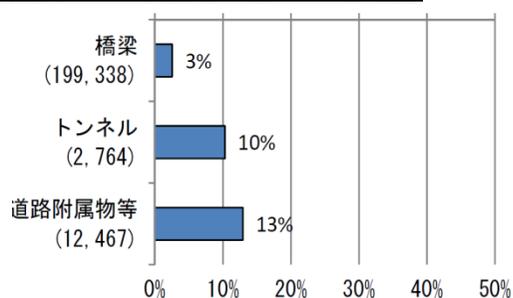
○ ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

判定区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの措置(全道路管理者)

○事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕)



○予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)



※平成26～28年度に判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H30.3 末時点)

判定区分Ⅲ・Ⅳの措置(道路管理者別)

道路管理者	点検実施年度	修繕が必要な施設数 (A)	修繕に着手済み の施設数 (B)	着手率 (B/A)						
				0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	H26	765	572	75%						H26～28 62%
	H27	548	342	62%						
	H28	684	319	47%						
高速道路会社	H26	298	180	60%						H26～28 36%
	H27	397	132	33%						
	H28	479	110	23%						
都道府県・政令市等	H26	3,528	471	13%						H26～28 9%
	H27	4,135	414	10%						
	H28	4,873	288	6%						
市町村	H26	5,130	1,064	21%						H26～28 13%
	H27	9,550	1,223	13%						
	H28	12,051	1,089	9%						

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を发出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を发出(平成28年10月28日)

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の概要

通達本文

- ① 点検計画の協議にあわせ、点検結果を踏まえた修繕工事の協議開始時期や工事実施時期等について、あらかじめ協議
- ② 緊急に修繕工事を行う必要が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じることを鉄道事業者に確認
- ③ 点検計画、修繕工事計画について、地方整備局(メンテナンス会議会長)が一括して協議
- ④ 協議の実施にあたり、「**道路鉄道連絡会議(仮称)**」を設置

(別紙1)

確認書(案)

- メンテナンス会議会長と鉄道事業者が一括協議して文書で確認するための「確認文書(案)」を添付

(別紙2)

協定書(案)

- 修繕工事実施前に各道路管理者と鉄道事業者が個別に協議を行う際の雛形として「協定書(案)」を添付

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">道路メンテナンス会議</p> <p style="text-align: center; color: blue;">【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				<p style="text-align: center; color: green; font-weight: bold;">跨道橋 連絡会議</p>	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">(仮称) 道路鉄道 連絡会議</p>
直轄						<p style="text-align: center; color: green;">【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p>	<p style="text-align: center; color: red;">【道路メンテナンス 会議の下部組織】</p>
公社						<p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p>	<p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p>
都道府県 市区町村							 
道路 法外	その他	個別協議				_____	_____
	鉄道	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">(仮称) 道路鉄道連絡会議</p> <p style="text-align: center; color: red;">【道路メンテナンス会議の下部組織】</p>	<p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p>			_____	_____

対象施設・構成員・役割

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

福井県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「福井県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正(平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達)に基づき設置するもので、福井県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関する事業
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関する事業
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関する事業
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする。)

(構 成)

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局福井河川国道事務所長、副会長は中部運輸局鉄道部技術課長、福井県土木部道路保全課長及び中日本高速道路株式会社金沢支社福井保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議における事務は、近畿地方整備局福井河川国道事務所道路管理課、

中部運輸局鉄道部技術課、福井県土木部道路建設課、道路保全課及び中日本高速道路株式会社金沢支社保全・サービス事業部企画統括チームにおいて処理する。

(開催頻度)

第6条 会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承諾を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 2月 6日から施行する。

福井県道路鉄道連絡会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	所 長
副会長	国土交通省 中部運輸局 鉄道部	技術課長
	福井県 土木部	道路建設課長
副会長	福井県 土木部	道路保全課長
副会長	中日本高速道路株式会社 金沢支社 福井保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 敦賀保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 保全・サービス事業部	企画統括チームリーダー
	西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所	所 長
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全・サービス事業部	保全サービス統括課長
	福井市	建設部長
	小浜市	産業部長
	大野市	産経建設部長
	鯖江市	都市整備部長
	あわら市	土木部長
	越前市	建設部長
	坂井市	建設部長
	おおい町	建設課長
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 企画課	企画課長
	日本貨物鉄道株式会社 関西支社 関西保全技術センター	所 長
	福井鉄道 鉄道部	鉄道部長
	えちぜん鉄道 技術部	技術部長
オブザーバー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 道路管理課	
	国土交通省 中部運輸局 鉄道部 技術課	
	福井県 土木部 道路建設課、道路保全課	
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 保全・サービス事業部 企画統括チーム	

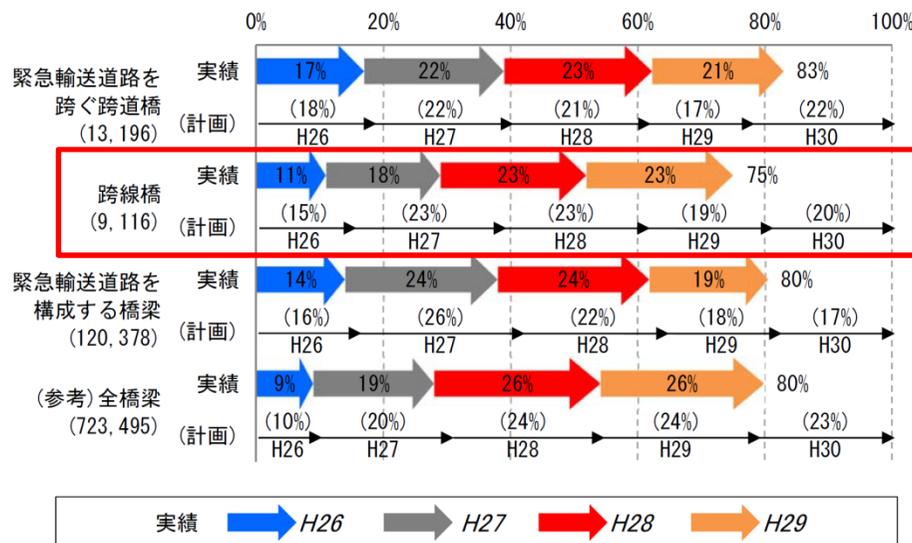
跨線橋の点検結果及び修繕状況について

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について(全国)

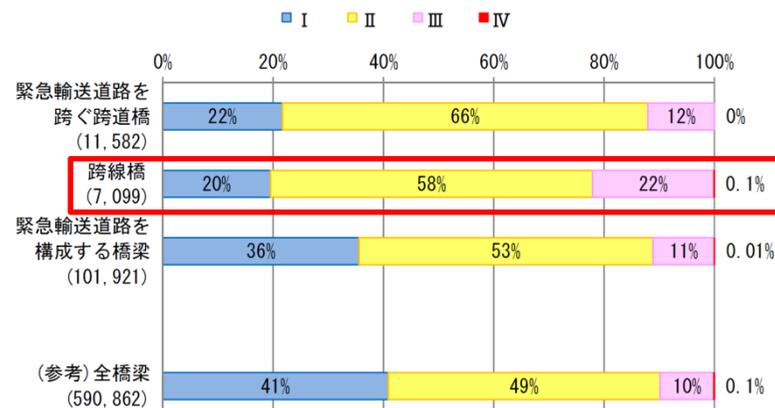
○緊急輸送道路及び跨線橋等の点検実施状況

- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、第三者被害の予防等の観点から、最優先で点検を行うこととしています。
- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、緊急輸送道路を構成する橋梁の平成26～29年度の累積点検実施率は8割以上です。
- 跨線橋の累積点検実施率は、橋梁全体の累積点検実施率に比べて低い状況です。また、判定区分の割合は、橋梁全体の判定区分に比べⅢの割合が高い状況です。

○緊急輸送道路及び跨線橋等の5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



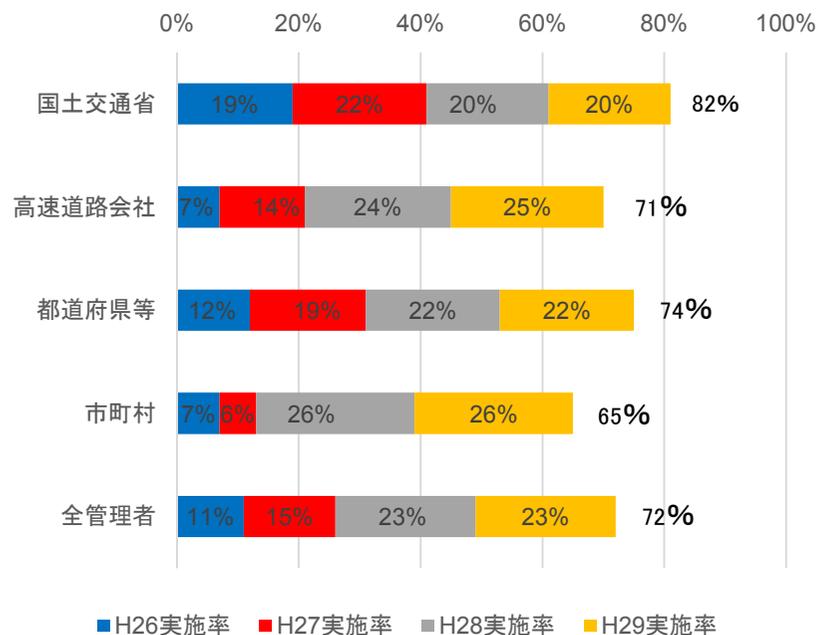
○緊急輸送道路及び跨線橋等の判定区分の割合(全道路管理者合計)



(出典:道路局メンテナンス年報)

跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・全国)

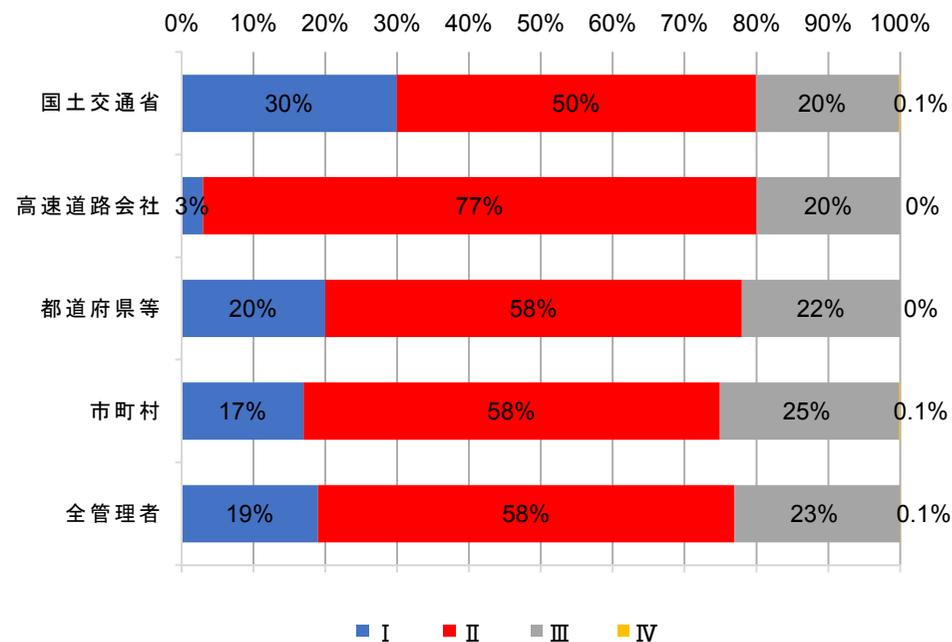
点検実施率(H26～29累積)



各年度の点検実施率及び累計(黒字)

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出
 ※四捨五入の関係で各年度の点検実施率の合計が累積実施率と異なる場合がある

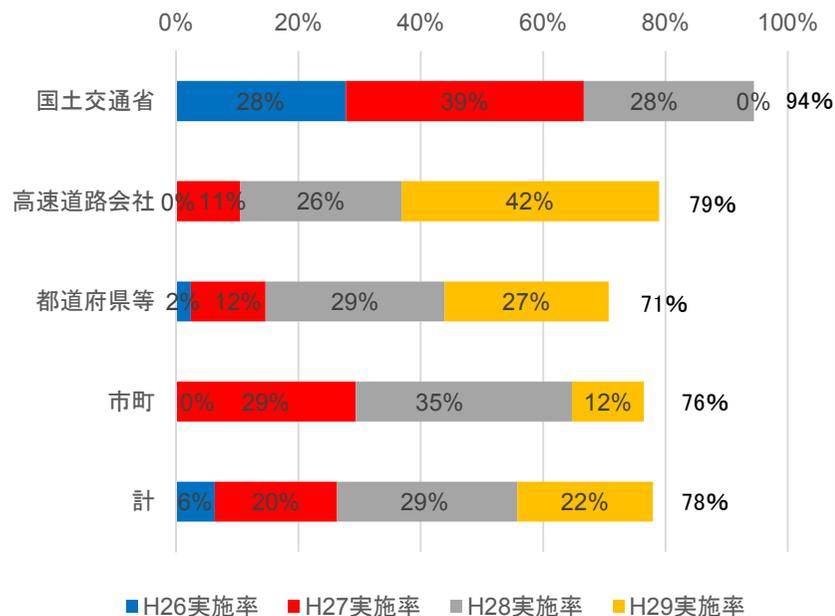
点検結果(H26～29累積)



- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・福井県)

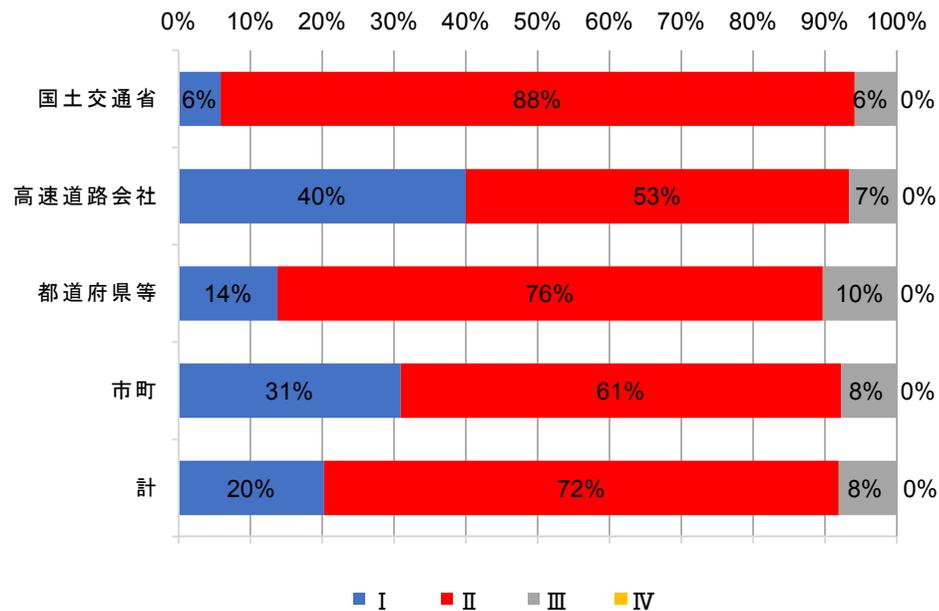
点検実施率(H26～29累積)



各年度の点検実施率及び累計(黒字)

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出
 ※四捨五入の関係で各年度の点検実施率の合計が累積実施率と異なる場合がある

点検結果(H26～29累積)



- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 1/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
1	丸山高架橋(下)	マルヤマコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1987	441.0	9.1	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん鉄道	Ⅱ	未	未
2	丸山高架橋(上)	マルヤマコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1972	441.0	9.1	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん鉄道	Ⅱ	未	未
3	丸山側道橋(上)	マルヤマソクドウキョウ(ノボリ)	国道8号	1972	100.0	2.6	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん鉄道	Ⅱ	未	未
4	越美北線跨線橋(下)	エツミホクセンコセンキョウ(クダリ)	国道8号	1973	27.0	12.1	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
5	越美北線跨線橋(上)	エツミホクセンコセンキョウ(ノボリ)	国道8号	1967	27.0	12.1	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
6	下荒井高架橋(下)	シモアライコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1990	149.0	10.5	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
7	下荒井高架橋(上)	シモアライコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1971	169.5	10.5	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
8	鯖江高架橋(下)	エツミホクセンコセンキョウ(クダリ)	国道8号	1995	343.4	9.1	国土交通省	福井県	鯖江市	JR西日本	Ⅱ	未	未
9	鯖江高架橋(上)	エツミホクセンコセンキョウ(ノボリ)	国道8号	1993	343.4	9.5	国土交通省	福井県	鯖江市	JR西日本	Ⅱ	未	未
10	行松高架橋(下)	ユキマツコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1988	676.5	9.7	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
11	行松高架橋(上)	ユキマツコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1988	676.5	9.5	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 2/9

No.	跨線橋名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
							都道府県	市町村		判定区分	修繕実施 状況	再判定 区分
12	行松高架橋・下ON ユキマツコウカキョウ・クダリ オン	国道8号	1988	137.2	6.6	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
13	行松高架橋・上OFF ユキマツコウカキョウ・ノホリ オフ	国道8号	1988	126.7	6.6	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
14	泉跨線橋 イズミコセンキョウ	国道8号	1956	28.4	8.2	国土交通省	福井県	敦賀市	日本貨物鉄 道	Ⅲ	未	未
15	鳩原跨線橋 ハトハラコセンキョウ	国道8号	1952	14.8	6.7	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	未	未	未
16	河原高架橋(下) カワハラコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1977	260.0	10.0	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	Ⅱ	未	未
17	河原高架橋(上) カワハラコウカキョウ(ノホリ)	国道8号	1989	257.0	10.0	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	Ⅱ	未	未
18	城山跨線橋 シロヤマコセンキョウ	国道27号	2007	37.0	19.0	国土交通省	福井県	美浜町	JR西日本	Ⅰ	不要	-
19	木の芽川橋(1) キノメガワバシ(1)	北陸 自動車道	1980	277	9.8	NEXCO 中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	未	未	未
20	木の芽川橋(2) キノメガワバシ(2)	北陸 自動車道	1980	289	9.8	NEXCO 中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	未	未	未
21	湯尾第2橋 ユノオダイ2キョウ	北陸 自動車道	1977	23	13.9	NEXCO 中日本	福井県	南越前町	JR西日本	Ⅲ	未	未
22	日野川橋(1) ヒノガワバシ(1)	北陸 自動車道	1977	308	9.8	NEXCO 中日本	福井県	南越前町	JR西日本	Ⅱ	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 3/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
23	日野川橋(2)	ヒノガワバシ(2)	北陸 自動車道	1977	300	9.8	NEXCO 中日本	福井県	南越前町	JR西日本	Ⅱ	未	未
24	天王第1高架橋(1)	テンノウダイ1コウカキョウ (1)	北陸 自動車道	1976	124	10.0	NEXCO 中日本	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
25	天王第1高架橋(2)	テンノウダイ1コウカキョウ (2)	北陸 自動車道	1976	135	10.0	NEXCO 中日本	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
26	越前橋	エチゼンバシ	北陸 自動車道	1975	14	12.8	NEXCO 中日本	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	未	未
27	越前橋	エチゼンバシ	北陸 自動車道	1975	14	12.8	NEXCO 中日本	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	未	未
28	牛の谷橋	ウシノヤバシ	北陸 自動車道	1973	25	10.8	NEXCO 中日本	福井県	あわら市	JR西日本	未	未	未
29	牛の谷橋	ウシノヤバシ	北陸 自動車道	1973	25	10.8	NEXCO 中日本	福井県	あわら市	JR西日本	未	未	未
30	鳥羽川橋	トバカワバシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	357	11.2	NEXCO 中日本	福井県	若狭町	JR西日本	I	不要	-
31	岩屋橋	イワヤバシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	52	11.2	NEXCO 中日本	福井県	若狭町	JR西日本	Ⅱ	未	未
32	気山高架橋	キヤマコウカキョウ	舞鶴若狭 自動車道	2014	697	11.2	NEXCO 中日本	福井県	若狭町	JR西日本	I	不要	-
33	野松西橋	ノマツニシバシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	43	12.4	NEXCO 中日本	福井県	美浜町	JR西日本	I	不要	未
34	野松東橋	ノマツヒガシバシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	34	7.5	NEXCO 中日本	福井県	美浜町	JR西日本	I	不要	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 4/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
35	上ノ谷橋	ウエノタニバシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	181	6.3	NEXCO 中日本	福井県	美浜町	JR西日本	I	不要	-
36	敦賀衣掛大橋	ツルガキヌガケオオハシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	560	11.8	NEXCO 中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	I	不要	-
37	和久里高架橋	ワクリコウカキョウ	舞鶴若狭 自動車道	2011	495	10.7	NEXCO 西日本	福井県	小浜市	JR西日本	II	未	未
38	大願寺跨線橋(下り)	ダイガンジゴセンキョウ(ク ダリ)	国道416号	1976	175.0	8.7	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	-
39	大願寺跨線橋(上り)	ダイガンジゴセンキョウ(ノ ホリ)	国道416号	1976	175.0	8.7	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	-
40	和久里高架橋	ワクリコウカキョウ	県道小浜イン ター線	2009	293.5	8.4	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	I	不要	-
41	安光立体交差橋	ヤスミツリツタイコウサキョ ウ	主要地方道 芦原丸岡線	1975	246.1	9.2	福井県	福井県	坂井市	JR西日本	III	未	未
42	福島立体交差橋	フクシマリツタイコウサキョ ウ	主要地方道 丸岡川西線	1975	226.0	9.9	福井県	福井県	坂井市	JR西日本	III	未	未
43	鯖波跨線橋	サバナミゴセンキョウ	国道305号	1990	180.0	11.1	福井県	福井県	南越前町	JR西日本	II	未	未
44	大鶴目跨線橋	オオツルメゴセンキョウ	県道今庄停車 場線	1986	155.0	11.3	福井県	福井県	南越前町	JR西日本	II	不要	-
45	そのべ陸橋	ソノベリツキョウ	主要地方道 坂本高浜線	2002	283.0	9.6	福井県	福井県	高浜町	JR西日本	未	未	未
46	あじさい大橋	アジサイハシ	主要地方道 上中田烏線	1996	186.5	14.1	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	II	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 5/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
47	松森立体橋	マツモリリツタイキョウ	国道365号	1971	193.4	10.4	福井県	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
48	錦立体橋	ニシキリツタイキョウ	県道小曾原武生線	1970	224.5	10.9	福井県	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
49	家久高架橋(上り)	イエヒサコウキョウ(ノホリ)	県道寺武生線	2012	518.65	8.29	福井県	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
50										福井鉄道	未	未	未
51	家久高架橋(下り)	イエヒサコウキョウ(クダリ)	県道寺武生線	2012	518.65	8.29	福井県	福井県	越前市	JR西日本	未	未	未
52										福井鉄道	未	未	未
53	北府跨線橋	キタフコセンキョウ	主要地方道 武生美山線	1962	40.6	11.7	福井県	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	未	未
54	平野高架橋	ヒラノウカキョウ	県道本保平野線	1994	175.5	10.5	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	Ⅱ	未	未
55	北鯖江跨線橋	キタサハエコセンキョウ	県道徳光鯖江線	1984	168.0	10.0	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	未	未	未
56	後瀬山跨線橋	ノチセヤマコセンキョウ	主要地方道 小浜停車場線	2000	207.5	8.0	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	未	未	未
57	鳥羽跨線橋	トバコセンキョウ	主要地方道 上中田鳥線	1989	222.8	8.2	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	Ⅱ	未	未
58	上鯖江跨線橋	カミサハエコセンキョウ	県道福井鯖江線	1995	238.3	8.1	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	Ⅱ	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 6/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
59	清水跨線橋	シズコセンキョウ	国道417号	1982	183.6	7.2	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	未	未	未
60	縄文の里大橋	ジョウモンノサトオオハン	国道162号	1999	202.0	8.6	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	Ⅱ	未	未
61	天筒橋歩道橋	テツツハシホトウキョウ	国道476号	1994	157.5	3.5	福井県	福井県	敦賀市	日本貨物鉄道	未	未	未
62	本所川跨線橋	ホンジョウガワコセンキョウ	主要地方道 小浜綾部線	2000	37.5	10.8	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	未	未	未
63	若狭鳥羽高架橋	ワカサバコウカキョウ	主要地方道 上中田烏線	2013	207.55	8.6	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	未	未	未
64	神明橋	シンメイハシ	国道417号	1981	10.2	11.8	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん 鉄道	Ⅰ	不要	-
65	東藤島高架橋(西側)	ヒガシフジシマコウカキョウ (ニシガワ)	国道416号	1983	230.0	19.25	福井県	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	不要	-
66	高木跨線橋	タカキコセンキョウ	主要地方道 福井丸岡線	1960	17.8	10.4	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅲ	未	未
67	高木跨線橋側道橋 (上り)	タカキコセンキョウソクドウ キョウ(ホリ)	主要地方道 福井丸岡線	1982	30.5	1.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
68	高木跨線橋側道橋 (下り)	タカキコセンキョウソクドウ キョウ(クダリ)	主要地方道 福井丸岡線	1982	30.5	1.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
69	丸山陸橋	マルヤマリツキョウ	主要地方道 小浜綾部線	1981	40.0	9.1	福井県	福井県	おおい町	JR西日本	Ⅱ	不要	-
70	大町跨線橋	オオマチコセンキョウ	県道三尾野別 所線	1974	180.0	16.3	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 7/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
71	富田跨線橋	トミタコセンキョウ	県道五条方松 原出勝山線	2006	162.0	11.3	福井県	福井県	大野市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
72	松岡観音跨線橋	マツオカカンノンコセンキョウ	県道舟橋松岡 線	2007	158.0	9.7	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん 鉄道	I	不要	-
73	計石跨線橋	ハカリイシコセンキョウ	国道158号	1995	87.0	12.4	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
74	天筒橋	テツツハン	国道476号	1994	400.2	11.5	福井県	福井県	敦賀市	日本貨物鉄 道	Ⅱ	不要	-
75	上志比跨線橋	カミシヒコセンキョウ	県道上志比イ ンター線	2008	200.0	8.3	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん 鉄道	I	不要	-
76	弐の畝跨線橋	ニノセコセンキョウ	国道158号	2011	54.5	8.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
77	宿布大橋	シュクヌオオハン	国道158号	1987	195.5	12.9	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
78	宿布橋	シュクヌハン	国道158号	1937	9.9	7.2	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
79	吉野高架橋	ヨシノウカキョウ	県道福井鯖江 線	2017	221.6	13.0	福井県	福井県	越前市	福井鉄道	未	未	未
80	開発跨線橋	カイホツコセンキョウ	市道 環状西 線	1988	148.0	13.0	福井市	福井県	福井市	JR西日本	未	未	未
81	花堂跨線橋	ハナドウコセンキョウ	市道 花堂線	2001	191.0	12.8	福井市	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 8/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
82	石盛跨線橋	イシモリコセンキョウ	市道 川西国道線	1981	147.0	13.0	福井市	福井県	福井市	JR西日本	I	不要	-
83	小和清水跨線橋	コワシヨウズコセンキョウ	市道小和清水 瀬ヶ口線	不明	7.3	5.3	福井市	福井県	福井市	JR西日本	I	不要	-
84	西縄手下高架橋	ニシナワテコウカキョウ	市道太興寺国 分線	2007	24.0	8.0	小浜市	福井県	小浜市	JR西日本	I	不要	-
85	無名橋284	ムメイバン284	市道 西勝原 国道線	不明	7.6	3.5	大野市	福井県	大野市	JR西日本	未	未	未
86	無名橋285	ムメイバン285	市道 西勝原 国道線	不明	7.65	3.0	大野市	福井県	大野市	JR西日本	未	未	未
87	西山跨線橋	ニシヤマコセンキョウ	市道 西山長 泉寺線	1994	80.0	8.1	鯖江市	福井県	鯖江市	福井鉄道	II	不要	-
88	踏雲橋	フミクモバン	市道 西山長 泉寺線	1995	10.3	5.6	鯖江市	福井県	鯖江市	福井鉄道	I	不要	-
89	高塚跨線橋	タツカコセンキョウ	市道 1-9 滝・高塚線	1986	120.0	8.8	あわら市	福井県	あわら市	JR西日本	II	不要	-
90	JR武生駅東西連絡 橋	ジェイアールタケフエキトウ ザイレンラクキョウ	市道1302	1988	20.0	3.6	越前市	福井県	越前市	JR西日本	II	未	未
91	紅葉田陸橋	モジダリクキョウ	市道1276	1971	20.0	2.7	越前市	福井県	越前市	JR西日本	III	済	未
92	五本跨線橋	ゴホンコセンキョウ	市道坂井中央 線	1980	221.0	8.3	坂井市	福井県	坂井市	JR西日本	II	不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 9/9

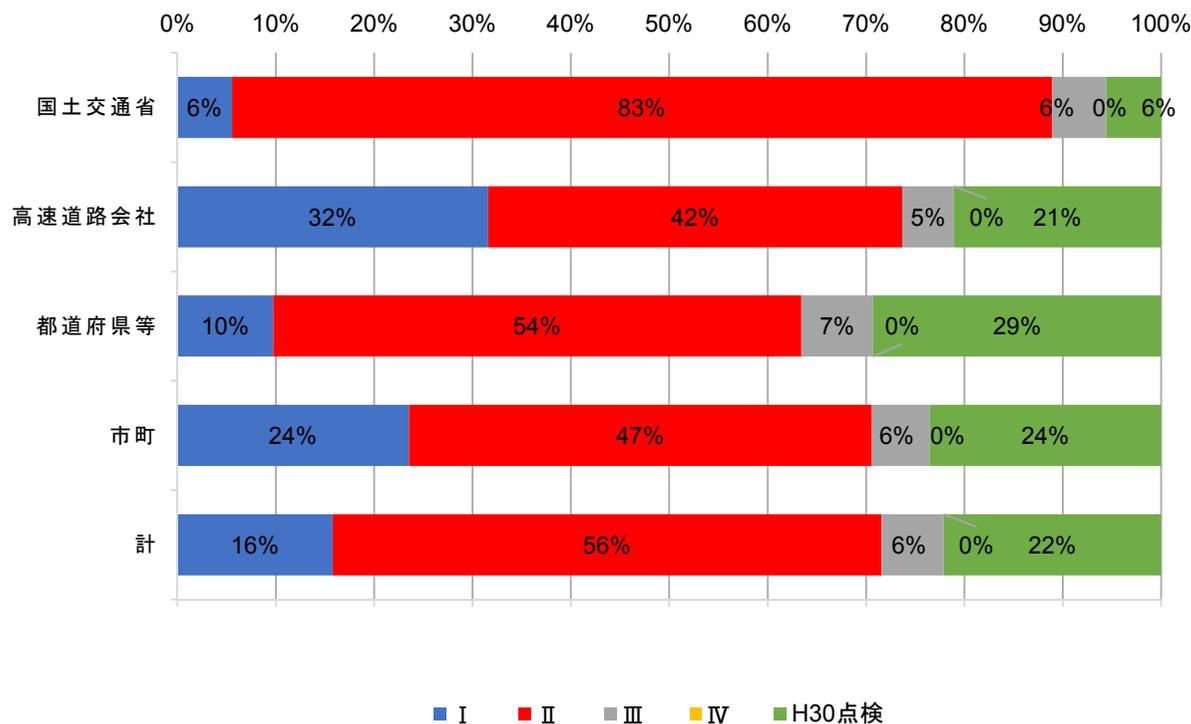
No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
93	エッセル橋	エッセルハシ	市道三国200号線	1992	33.0	5.8	坂井市	福井県	坂井市	えちぜん鉄道	未	未	未
94	眼鏡橋	メガネハシ	市道三国55号線	1913	14.2	5.8	坂井市	福井県	坂井市	えちぜん鉄道	Ⅱ	不要	-
95	潤臨の橋	マリノハシ	町道本郷尾内線	1997	28.9	7.0	おおい町	福井県	おおい町	JR西日本	Ⅱ	不要	-
96	丸山歩道橋	マルヤマホトウキョウ	町道丸山線	2000	19.7	2.4	おおい町	福井県	おおい町	JR西日本	Ⅱ	不要	-

※記入方法

- ・判定区分: 点検実施済みの場合は判定区分「Ⅰ～Ⅳ」、点検未実施の場合は「未」を記入
 - ・修繕実施状況: 修繕実施済みの場合は「済」、修繕未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「不要」を記入
 - ・再判定区分: 修繕後、再判定実施済みの場合は再判定区分、再判定未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「-」を記入
- ※連続高架橋等、点検・修繕の対象箇所が複数ある場合、跨線部の状況を記入

跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・福井県)

管理者別の点検結果



- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

耐震補強の推進

橋梁・耐震補強の進め方について

熊本地震を踏まえた耐震対策の課題

- ① 熊本地震で落橋したロッキング橋脚については、熊本地震（前震と本震の2度の大きな地震）と構造の特殊性から、これまでの対策では不十分で落橋の可能性が否定できない
- ② 緊急輸送道路の耐震補強は未だ不十分な状況（完了率※：77%）
- ③ 落橋した場合の影響が大きい高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋で落橋防止対策が一部未了（完了率※：95%、地方管理のみ）



九州自動車道をまたぐ跨道橋の落橋（県道小川嘉島線・府領第一橋）

※完了率は、平成29年3月末時点



橋梁の支承・主桁の損傷（大分自動車道・並柳橋）

① ロッキング橋脚の耐震補強

高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚については、平成31年度※までに耐震補強を完了（約450橋）

※対策完了目標年次



対策前



対策後

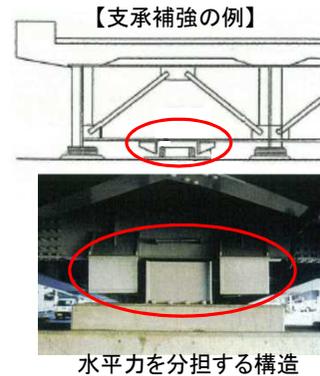
耐震補強の施工例

② 緊急輸送道路の耐震補強の加速化

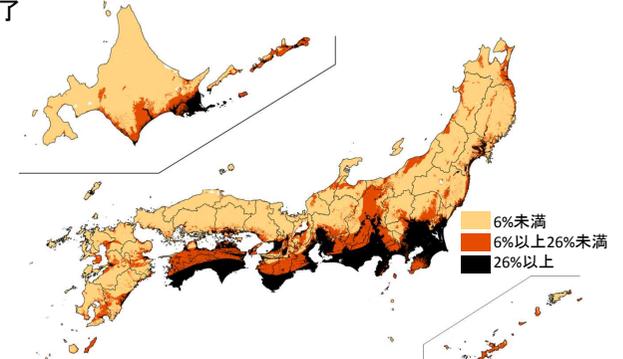
高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率等を踏まえて、落橋・倒壊の防止に加え、路面に大きな段差が生じないように、**支承の補強や交換等を行う対策を加速化**

- ・平成33年度まで※：少なくとも発生確率が26%以上の地域で完了
- ・平成38年度まで※：全国で完了

※対策完了目標年次



水平力を分担する構造



③ 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋

高速道路や直轄国道をまたぐ跨道橋については、少なくとも落橋・倒壊の防止を満たすための対策を平成33年度まで優先的に支援（地方管理：約400橋※）その他、ロッキング橋脚については、平成31年度までに対策を完了させる。

※高速道路や直轄国道においては対策済み



落橋防止構造



橋脚補強

橋脚補強

☆地方管理道路の緊急輸送道路についても①、②、③の対策を推進

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	74%
国管理	82%
都道府県管理	79%
政令市管理	78%
市町村管理	67%
計	78%

※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁。

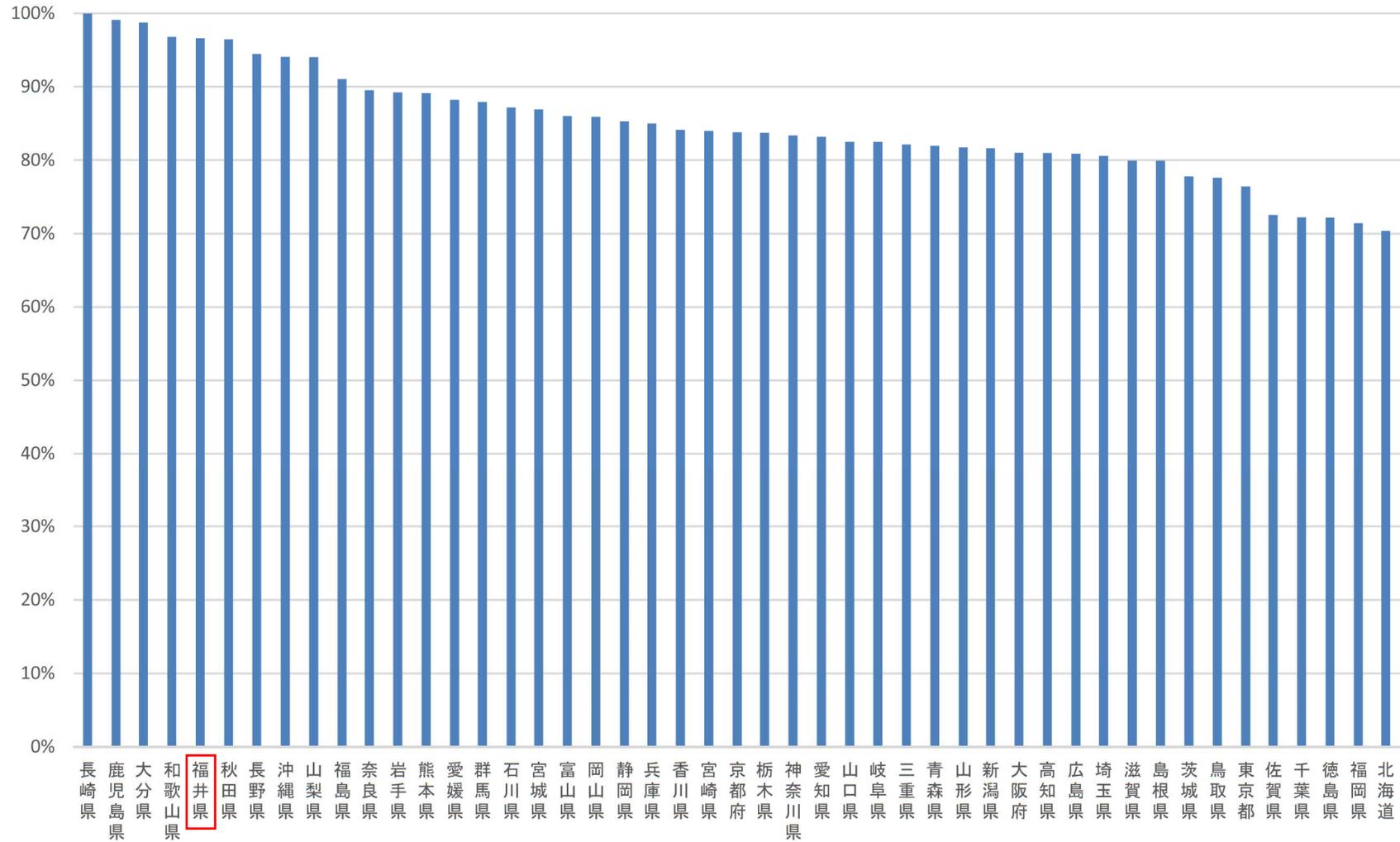
なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は全国で約99%

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

都道府県別の耐震補強進捗率(直轄国道)

H30.3月末時点

30



※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率(高速)

H30年3月末時点

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	74%
東日本高速	79%
中日本高速	88%
西日本高速	59%
首都高速	98%
阪神高速	91%
本四高速	45%

※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

その他、情報提供

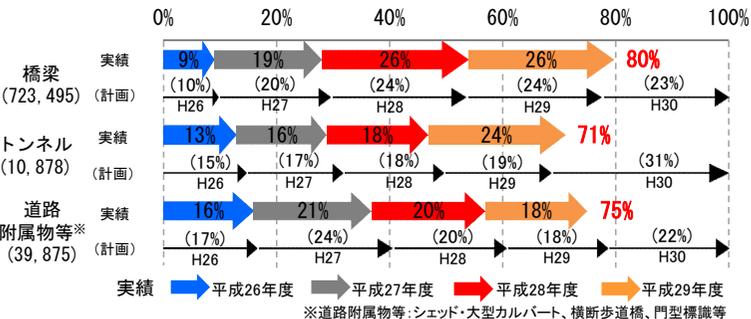
- 平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することとしています。
- 上記点検は着実に進捗しており、一巡目の最終年となる平成30年度に全ての橋梁、トンネル等の点検を実施する予定です。この他、国土交通省においては舗装の健全性を判定する点検を、平成29年度から5年に1回の頻度で実施しています。
- 地方公共団体管理施設における点検後の修繕着手率は、国土交通省管理施設の修繕着手率に比べ低い状況にあります。

点検実施状況と点検結果(平成26~29年度累計)

累積点検実施率及び点検結果(全体)

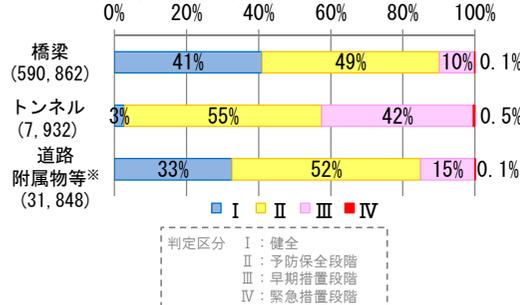
○ 平成26~29年度の累積点検実施率は、橋梁 約80%、トンネル約71%、道路附属物等 約75%となっています。

■ 5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



○ 判定区分Ⅲ、Ⅳの割合は、橋梁で約10%、トンネルで約43%、道路附属物で約15%となっています。

■ 判定区分の割合(全道路管理者合計)

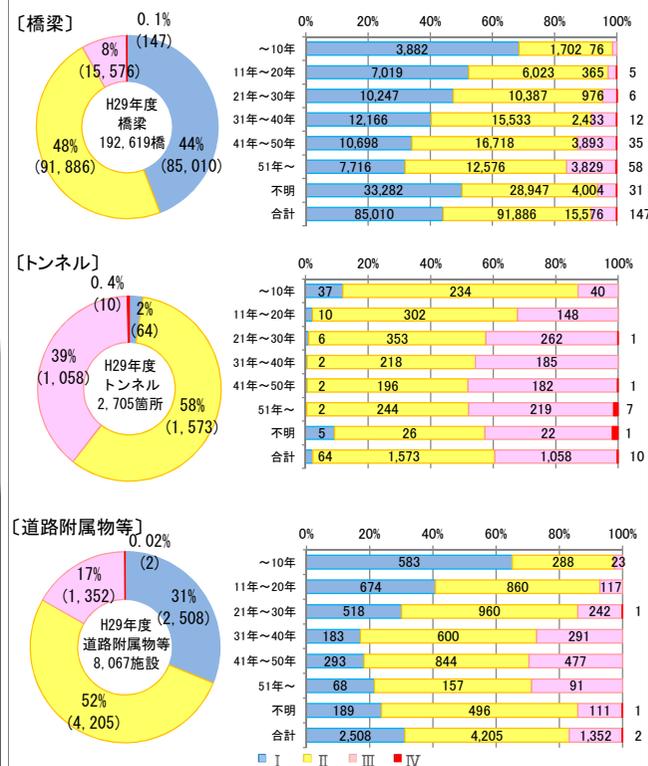


点検結果(平成29年度)

点検結果(全体)

○ 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な施設の割合が多くなっています。

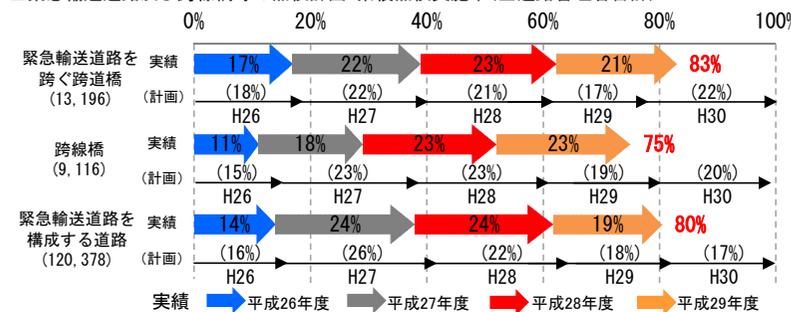
■ 判定区分と建設経過年数(全道路管理者合計)



累積点検実施率及び点検結果(緊急輸送道路及び跨線橋等)

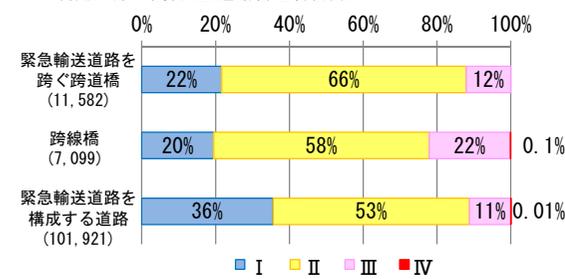
○ 平成26~29年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 約83%、跨線橋 約75%、緊急輸送道路を構成する橋梁 約80%となっています。

■ 緊急輸送道路及び跨線橋等の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



○ 判定区分Ⅲ、Ⅳの割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋で約12%、跨線橋で約22%、緊急輸送道路を構成する橋梁で約11%となっています。

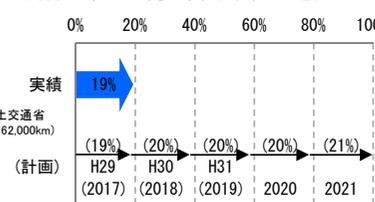
■ 判定区分の割合(全道路管理者合計)



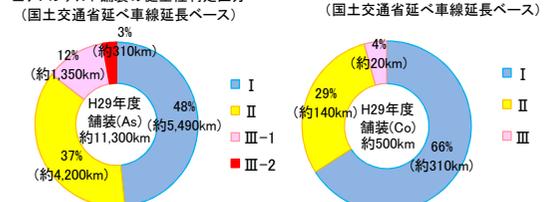
【参考】舗装点検

○ 平成29年度より5年に1回の頻度で目視を基本とする点検を実施しており、直轄国道の実施率は約19%となっています。

■ 5年間の点検計画・累積点検実施率(国土交通省)



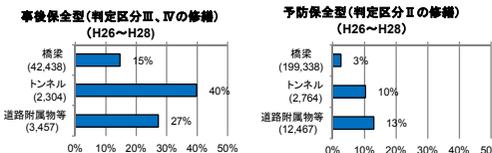
■ アスファルト舗装の健全性判定区分(国土交通省延べ車線延長ベース)



【参考】修繕・措置の状況(平成26~28年度点検施設)

○ 事後保全型の修繕に比べ、予防保全型の修繕は進んでいない状況です。

○ 国土交通省の管理する橋梁では、事後保全型の修繕に62%着手していますが、都道府県政令市及び市町村における事後保全型の修繕は9~13%と低い状況です。



■ Ⅲ・Ⅳ判定の橋梁における点検年次別修繕着手率

